

2025 年 10 月改訂

定 款

ZACROS株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ZACROS株式会社と称し、英文ではZACROS Corporation と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) プラスチックを主材料とする製品及び加工品の製造並びに販売
- (2) 包装材料、容器の製造並びに販売
- (3) 電気・電子・光学材料の製造並びに販売
- (4) 医薬品、医薬部外品、健康食品、化粧品、医療機器、医療用製品、衛生用製品、試薬及びこれらの原材料の製造並びに販売
- (5) 建築土木材料の製造並びに販売
- (6) 各種機械製作修理並びに販売
- (7) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都文京区におく。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1 億 8,000 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第 9 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日より 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、

一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長を欠くとき、または取締役社長に事故あるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

(決議方法)

第 14 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 当会社の株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

（取締役の選任）

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（取締役の任期）

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

（取締役会の招集）

第 22 条 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに各取締役に対して招集の通知を発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意あるときは、招集の手続きを省略することができる。

（取締役会の決議方法）

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し出席取締役の過半数をもって行う。

2. 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名捺印または電子署名を行う。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備置く。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令及びこの定款に定めあるもののほかに、取締役会で定める取締役会規程による。

(代表取締役)

第 27 条 当会社を代表すべき取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会の決議により選定する。

(役付取締役)

第 28 条 取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。

(相談役または顧問)

第 29 条 取締役会の決議により相談役、顧問をおくことができる。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 31 条 当会社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 33 条 監査等委員会を招集するには、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して招集の通知を発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意あるときは、招集の手続きを省略することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名捺印または電子署名を行う。

2. 監査等委員会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備置く。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令及びこの定款に定めあるもののほかに、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 43 条 期末配当金及び中間配当金は、支払い開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2. 未払いの期末配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。

以 上

1975年	5月23日	改正施行
1976年	6月30日	改訂施行
1982年	6月29日	改訂施行
1992年	7月 1日	改訂施行
1994年	6月29日	改訂施行
2001年	10月 1日	改訂施行
2002年	6月27日	改訂施行
2002年	9月 2日	改訂施行
2003年	6月26日	改訂施行

2004年	6月25日	改訂施行
2006年	6月27日	改訂施行
2007年	6月27日	改訂施行
2009年	6月24日	改訂施行
2010年	6月23日	改訂施行
2014年	6月19日	改訂施行
2016年	6月17日	改訂施行
2017年	6月20日	改訂施行
2020年	6月19日	改訂施行
2020年11月	24日	改訂施行
2022年	6月17日	改訂施行
2022年	9月 1日	施行
2023年	3月 1日	施行
2024年	6月20日	改訂施行
2024年10月	1日	施行
2025年10月	1日	施行